

南那須地区広域行政事務組合一般廃棄物処理施設整備基本構想検討委員会
設置要綱

(設置)

第1条 南那須地区広域行政事務組合における一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定するにあたり、南那須地区広域行政事務組合一般廃棄物処理施設整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、一般廃棄物処理施設整備基本構想案の内容について検討し、その結果を組合長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから組合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 組合議会議員
- (3) 組合構成市町から推薦された者
- (4) 組合構成行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明、意見、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、施設整備室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。